

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

概 観

規 定

第2 周波数割当表
〔1～7 略〕

周波数割当表

〔第1表 略〕

第2表 27.5MHz～10000MHz

| 〔略〕 | 国内分配 (MHz) 〔4〕 | 無線局の目的 〔5〕 | 周波数の使用に関する条件 〔6〕 |
|-------------|-------------------|---|---|
| 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 2400～2450 | 移動 | 小電力業務用 一般業務用 | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当は別表8～5に、移動体識別用への割当は別表9～10による。 |
| J37 J82 | | | 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当は別表6～2による。 |
| 無線標定 | 公共業務用 小電力業務用 | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当は別表8～5による。 | 一般業務用での使用は小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当は別表8～5による。 |
| アマチュア | アマチュア業務 用 | アマチュア業務 用 | アマチュア業務 用 |
| 2450～2483.5 | 移動 | 小電力業務用 一般業務用 | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当は別表8～5に、移動体識別用への割当は別表9～10による。 |
| J37 | | | 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当は別表6～2による。 |

第2 周波数割当表
〔1～7 同左〕

周波数割当表

〔第1表 同左〕

第2表 27.5MHz～10000MHz

| 〔同左〕 | 国内分配 (MHz) 〔4〕 | 無線局の目的 〔5〕 | 周波数の使用に関する条件 〔6〕 |
|-------------|-------------------|-----------------|---|
| 〔同左〕 | 〔同左〕 | 〔同左〕 | 〔同左〕 |
| 2400～2450 | 移動 | 小電力業務用 一般業務用 | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当は別表8～5に、移動体識別用への割当は別表9～10による。 |
| J37 J82 | | | 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当は別表6～2による。 |
| 無線標定 | 公共業務用 | アマチュア業務 用 | アマチュア業務 用 |
| アマチュア | アマチュア業務 用 | アマチュア業務 用 | アマチュア業務 用 |
| 2450～2483.5 | 移動 | 小電力業務用 一般業務用 | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当は別表8～5に、移動体識別用への割当は別表9～10による。 |
| J37 | | | 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当は別表6～2による。 |

| | | |
|----------------|-----------------|--|
| 無線標準 | 公共業務用 小電力業務用 | —2による。 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。 |
| 〔第3表 略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 〔国内周波数分配の脚注 略〕 | 〔同左〕 | 〔同左〕 |
| 〔別表1～別表11-3 略〕 | 〔同左〕 | 〔同左〕 |
| 〔国際周波数分配の脚注 略〕 | 〔同左〕 | 〔同左〕 |

趣味 標号〔 〕に記載せば注記である。